

入浴施設衛生管理責任者制度運営要綱

(目的)

第1 この要綱は、旅館業法（昭和23年法律第138号）又は公衆浴場法（昭和23年法律第139号）に基づく許可を受けた営業施設に係る入浴施設の衛生管理に関し、営業者（同法に基づく許可を受けたものをいう。以下同じ。）の責務及び茨城県旅館業法施行条例（昭和36年茨城県条例第4号）及び茨城県公衆浴場法施行条例（昭和48年茨城県条例第36号）の規定に基づく入浴施設衛生管理責任者（以下「責任者」という。）の業務を明確にすることによってその制度を円滑に運営し、適切な自主管理を推進することにより、入浴施設の衛生の向上及び確保を図るため必要な事項を定めるものとする。

(営業者の責務)

第2 営業者は、次の各号に掲げる事項を登載した点検記録表を作成し、責任者に点検させ、これを3年間保管すること。

- (1) 使用時の浴槽状態点検記録欄
- (2) 浴槽水の消毒実施（残留塩素）記録欄
- (3) 浴槽水の換水実施記録欄
- (4) 浴槽その他設備の清掃・消毒・点検等実施記録欄
- (5) 責任者点検確認欄

2 レジオネラ症の防止その他入浴施設の衛生管理について、責任者の資質の向上及び知識の習得を図るため、関連する講習会等に参加させるよう努めること。

(責任者の業務)

第3 責任者は、営業者の指示に従い、責任をもって入浴施設の衛生管理を行うこと。

- 2 第2の2による点検記録表を活用し、維持管理の状況を点検すること。
- 3 入浴施設の衛生管理について改善すべき事項を発見した場合は、その旨を速やかに営業者に進言すること。この場合、営業者は、責任者の意見を尊重すること。
- 4 保健所長が行う衛生講習会を受講すること。

付 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。